

避難行動要支援者支援制度の取り組みを行っています

☎ 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474 ☎ 0857-20-3406

【制度の目的】

災害が発生したとき、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がいのある人が、災害時における情報伝達、安否確認等の災害時の支援を受けられる体制づくりを促進しています。

【制度の内容】

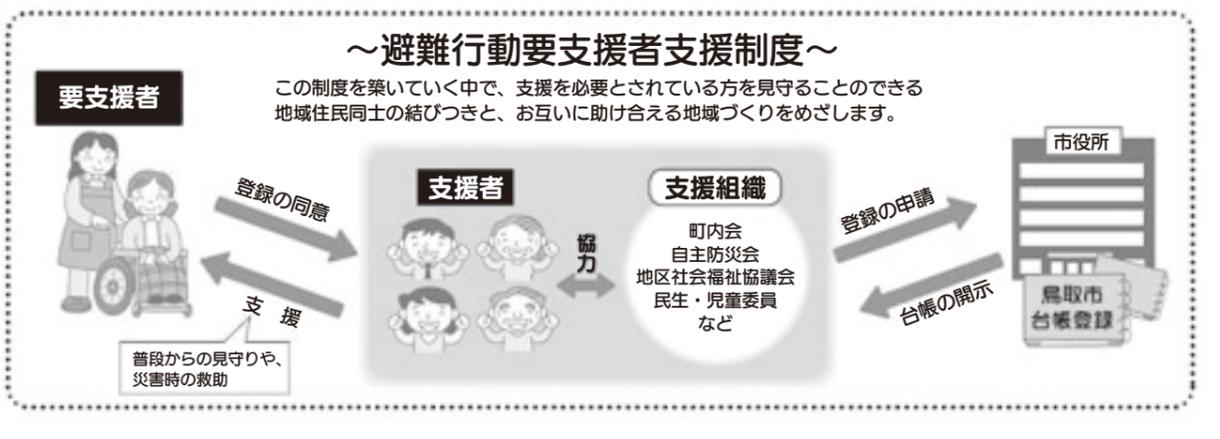
制度に登録された方の情報は、「避難行動要支援者登録台帳」にして、支援者、地域の支援組織に提供し、日ごろの見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用します。

【制度の登録】

登録を希望される方は、お住まいの自治会町内会長（自治会町内会未加入の方は、民生児童委員）へご相談のうえ、市に申請書を提出してください。

登録申請書は、市障がい福祉課、各総合支所市民福祉課から入手できます。

※平成26年に「災害時要援護者支援制度」から「避難行動要支援者支援制度」に名称変更しました。災害時要援護者支援制度時にすでに登録された方々の情報は、避難行動要支援者支援制度に引き継がれていますので、ご安心ください。



償却資産(固定資産税)の所有者は申告を

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 ☎ 0857-20-3401

対象 事業を行っている個人や会社で、市内に下表の償却資産を所有している場合

提出期限 2月1日(月)

提出先 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課

提出内容 平成28年1月1日現在の資産の状況について、償却資産申告書を提出してください。

償却資産の種類と具体例

種類	資産の例
第1種 構築物 (建物附属設備を含む)	プレハブなど簡易な建物で家屋評価としないもの、舗装路面、広告塔、門、フェンス、外灯、側溝、建物から独立しているキャノピーなど
第2種 機械及び装置	工作機械、製造機械、印刷機械等の機械設備、ブルドーザー、パワーショベルなど土木機械、屋外の受変電設備など
第3種 船舶	漁船、貨物船、客船、ボートなど
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種 車両および運搬具	自転車、リヤカー、構内運搬車、フォークリフト、大型特殊自動車など(ただし、自動車税や軽自動車税を課されているものは除く)
第6種 工具・器具および備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、パソコンなどの事務機器、理美容機器、医療機器、測定工具、厨房用品、冷暖房機器、音響機器など

※第1種構築物 賃借人(テナントの人など)が取付けた建物附属設備および内部造作・設備などで事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。

インターネットによる電子申告「eLTAX」のご利用案内

本市では、エルタックスによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。エルタックスのサービスは無料でご利用いただけます。

▼エルタックス利用によるメリット▼

- 自宅やオフィスからインターネットで手続きできます。
 - エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」または市販の税務・会計ソフト(エルタックス対応ソフトに限る)で申告書が簡単に作成できます。
 - 複数の市町村(エルタックス参加団体に限る)への申告を、まとめて一度に送信できます。
- ※詳しくは、ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか？

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216 ☎ 0857-20-3045、各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

飼い犬や飼い猫のルールやマナーについての相談や苦情が多く寄せられています。飼い方について思い当たることはありませんか？

野良猫の世話をしない

不妊・去勢がされていなければ、どんどん増えて、フン・尿や鳴き声などによる周辺への被害や迷惑も大きくなります。無責任にエサだけを与えるのではなく、飼い主になって責任と愛情をもって飼育してください。

最後まで面倒をみる

飼育環境を整え、健康状態に気を配りましょう。家族の一員として、最後まで責任と愛情を持って飼育してください。どうしても飼えなくなった場合、責任を持って飼ってくれる人を探してください。また、生まれた子犬や子猫を飼えない、新たな飼い主を見つけることが出来ないのであれば、飼い主の責任で不妊去勢手術を行いましょう。

迷子にしない

飼い主の連絡先がわかる首輪や名札、鑑札、マイクロチップを装着し、万が一迷子になっても飼い主のところへ戻れるようにしましょう。

犬はつないで飼う・無駄吠えをさせない

放し飼いはもちろん、散歩中も必ずリードをつけて放さないようにしてください。無駄吠えが続くと近所の人や犬(猫)が嫌いになります。無駄吠えの原因を解消するなど、しつけをしましょう。

猫は屋内で飼う

交通事故や病気、猫同士のケンカによるケガ、望まれない命を授けたりする可能性も少なくなります。また、フン・尿・毛・臭いに関する苦情の発生する恐れがなくなりますので、屋内で飼いましょう。

ふん・尿を始末する

飼い犬・飼い猫が家族の一員であることを周囲の人に理解していただくためにも、フン・尿の始末は適切に行ないましょう。平成20年4月1日より、「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科される場合もあります。

民生委員は、みなさんと同じ地域に暮らす最も身近な相談相手であり支援者です。住民のみなさんが生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常にみなさんの立場に立って相談にのっています。

現在は、県が民生委員の定数(市は516人)を決定し必要な研修を実施しています。中核市になると、地域の実情に詳しい市が担当することになり、よりきめ細かな活動の展開ができるようになります。

民生委員の人数決定と きめ細かな活動の展開

中核市になるとうちが変わる? 「福祉分野②」

☎ 本庁舎 中核市推進監 ☎ 0857-20-3125
☎ 0857-20-3040
✉ chukakushi@city.tottori.lg.jp

中核市
お知らせ
コーナー

平成30年4月1日
鳥取市は中核市に
移行予定

vol.6

福祉施設の認可などの手続きが一元化

現在、市は認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスを実施する事業者、障害福祉サービス事業者などの指定・指導監督を実施しています。

中核市になると、居宅サービスを実施する事業者の指定や指導監督を行うほか、特別養護老人ホームや障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業者の認可などの手続きを市が担当することになり、事務が一元化します。

また、これらの福祉施設などの設備や運営に関する基準も市が条例で定めるようになり、市の実情に合わせたサービスの充実が可能となるほか、利用するみなさんの安心・安全の確保とサービスの質がより向上します。

